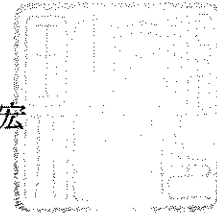


国鉄幹第10号  
平成23年5月23日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

国土交通大臣 大島 章宏



中央新幹線の整備計画の決定について（協議）

全国新幹線鉄道整備法第7条第1項の規定に基づき、中央新幹線の建設に関する整備計画を下記のとおり決定したいので、同法第7条第2項の規定に基づき協議する。

記

建設線	中央新幹線	
区間	東京都・大阪市	
走行方式	超電導磁気浮上方式	
最高設計速度	505キロメートル/時	
建設に要する費用の概算額（車両費を含む。）	90,300億円	
その他必要な事項	主要な経過地	甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近

（注）建設に要する費用の概算額には、利子を含まない。